

木更津市制施行 80 周年記念事業実行委員会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、木更津市制施行 80 周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 委員会は、木更津市制施行 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の取組方針を踏まえ、市民をはじめ、地域、企業、各種団体、行政等が一体となって、木更津市の魅力を広く内外へ発信する各種事業を実施、推進することにより、新たな未来に向けて、さらなる飛躍・発展・躍動の契機につなげることを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 木更津市との間で締結した委託契約に基づき委員会が実施する事業（以下「委員会実施事業」という。）並びに記念式典の実施及び運営に関すること。
- (2) 市制施行 80 周年を記念し、市が主催し、新たに取り組むものや、既存の事業を充実して実施する事業の承諾の決定に関すること。
- (3) 市制施行 80 周年記念の趣旨に賛同し、市民とともに祝うことを目的として市民又は他団体が実施する事業の募集及び承諾の決定に関すること。
- (4) 記念事業の広報及び啓発に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第 4 条 委員は別表 1 に掲げる団体等から推薦された者及び別表 2 に掲げる者を充てる。

（会長）

第 5 条 会長は、木更津市副市長とする。

2 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

（副会長）

第 6 条 副会長は委員の中から互選により 2 名選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

（監事）

第7条 監事は、委員の中から互選により2名選出する。

2 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 会長及び委員の任期は、委員会解散の日までとする。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集することとする。ただし、最初の会議は、木更津市長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議において議決又は承認する事項は次のとおりとする。

(1) 委員会実施事業の予算及び決算

(2) 記念事業の事業計画及び事業報告

(3) 役員の選出

(4) その他会長が必要と認めた事項

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(会議の運営及び議決)

第10条 会議は、過半数の委員の出席がなければ開会することができない。

2 委員は、止むを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には当該委員と同一の権限を付与するものとする。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長は、実行委員会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認められるときは、委員の書面評決をもって会議の議決に代えることができる

(部会)

第11条 委員会に、別表3に掲げる部会を置き、当該部会の所掌事務は同表右欄に掲げるとおりとする。

(部会の組織)

第12条 部会は、会長が指名した者を構成員とし、部会長、副部会長、部会委員、庶務をもって構成する。

2 部会長は、必要に応じて部会委員以外の者を当該部会に出席させることができる。

(部会長等の職務)

第13条 部会長は、当該部会の事務を掌握し、所掌する事項に係る事業の実施及び運営を行うとともに関係機関との連絡調整を図るものとする。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部会委員は、別表3に掲げる当該部会の所掌事務を部会長の指示に従い実施する。

4 庶務は、部会に関する事務を処理する。

(経費)

第14条 委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 木更津市からの委託金

(2) その他の収入

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するため、事務局を木更津市役所企画部企画課内に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

(解散)

第16条 委員会はその目的が達成されたとき解散する。

2 前項の場合においては、解散時に有する残余財産及び全ての文書は木更津市に帰属する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年3月18日から施行する。

別表 1（第 4 条）

No.	団体等名
1	木更津市区長会連合会
2	一般社団法人 木更津市観光協会
3	木更津商工会議所
4	社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会
5	木更津市文化協会
6	木更津市青少年相談員連絡協議会
7	木更津市議会
8	木更津市スポーツ協会
9	一般社団法人 かずさ青年会議所
10	NPO法人 環境カウンセラー千葉県協議会
11	株式会社ジェイコム千葉 木更津局
12	かずさエフエム株式会社

別表 2（第 4 条）

No.	職名
1	木更津市副市長
2	木更津市市長公室長
3	木更津市総務部長
4	木更津市企画部長
5	木更津市財務部長

別表 3（第 1 1 条）

部会名	所掌事務
運営部会	○各部会の総合調整に関する事 ○記念事業の記録に関する事 ○委員会実施事業の予算、決算に関する事 ○市民事業、市実施事業の承諾の決定に関する事
式典部会	○記念式典の実施に関する事 ○記念式典の招待者及び表彰者に関する事 ○記念式典の案内状、出欠受付名簿に関する事 ○式場の設営及び整備に関する事 ○関係機関への連絡調整に関する事
未来ビジョン部会	○市民主体の「未来ビジョン」の策定に関する事
プロモーション部会	○報道関係及び広報、記録に関する事 ○ホームページ・広報誌等による広報に関する事 ○市勢要覧等制作に関する事 ○記念動画制作に関する事
RUNイベント部会	○「木更津ブルーベリーRUN」の開催にあわせたイベントの実施に関する事
CYCLEイベント部会	○サイクルスポーツを快適に楽しむイベントの実施に関する事
きさらぶコレクション部会	○共生社会の実現をテーマとしたファッションショーの実施に関する事